

議案第29号

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市ジャンボプールにおいて施設使用に係る使用者負担の公平性を図ることを目的として使用料を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2使用料の額の欄中「100円」を「150円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「300円」を「450円」に、「3,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき購入された回数券のうち、未使用のものについては、改正前の条例で規定する同一区分の1回券に相当するとみなし、この条例による改正後の北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例で規定する使用料との差額を支払うことにより、施行日後においても使用することができる。